

大和市告示第38号

大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第235号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第8条に定める性能、安全性等の技術的仕様を満たすもの。ただし、第9条に規定する実績報告までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条の認定を受けたものに限る。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号中「市税、国民健康保険税又は下水道使用料」を「市税等」に、「履行中の者」を「を継続し、」に、「提出した者」を「提出している場合」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条中「3月15日」の次に「（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この条において「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）を加え、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第18条」を「第17条」に改め、同表関係条文の欄を次のように改める。

関係条文
第6条関係
第7条関係
第8条関係
第8条関係
第8条関係
第9条関係

第10条関係
第11条関係
第12条関係
第12条関係
第13条関係
第14条関係

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。